

平成25年度 滋賀県クリエイティブ産業 振興支援事業補助金のご案内

募集期間:平成25年7月4日(木)～平成25年8月2日(金)

(1)制作活動を応援します

クリエイター等が滋賀の地域資源を活用したコンテンツを新たに自主的に制作する事業やクリエイター等が制作するコンテンツやデザインを自己の商品やサービスに取り入れる事業を応援します。

(2)事業所の開設・増設・移転を応援します

クリエイター等が県内において事業所を新設または増設する事業や県内へ事業所を移転する事業を応援します。

(3)展示会出展を応援します

クリエイター等がコンテンツ等の販路を拡大するため、全国的な規模の展示会等に出展する事業を応援します。

滋賀県は新たな成長の可能性を有する産業として、将来性が見込まれるクリエイティブ産業の活性化を図るため、クリエイティブ産業に携わる企業やクリエイター等に対して制作活動、事業所開設および展示会出展に要する経費の一部を補助します。

< 詳細は裏面を参照ください >

補助金の申請・問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部商工政策課 クリエイティブ産業担当
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL(077)528-3715 FAX(077)528-4870
E-mail fa00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県クリエイティブ産業振興支援事業補助金募集概要

定義

この補助金において、補助対象の「クリエイティブ産業」、「クリエイター」および「コンテンツ」とは、以下のとおりとします。

- (1) 「クリエイティブ産業」...映画、映像、放送(アニメ含む)、音楽、出版(マンガ含む)、ゲーム、ソフトウェアなどコンテンツ分野およびデザイン分野の産業
- (2) 「クリエイター」...映画、映像、放送(アニメ含む)、音楽、出版(マンガ含む)、ゲーム、ソフトウェアなどコンテンツ分野およびデザイン分野において創造的な活動を業として行う者
- (3) 「コンテンツ」...映画、映像、放送(アニメ含む)、音楽、出版(マンガ含む)、ゲーム、ソフトウェアなど、文字、音声、映像を使って表現される創作物

補助対象者・補助対象事業・補助対象経費・補助率・補助限度額

区分	制作活動支援事業	事業所開設支援事業	展示会出展支援事業
補助対象者	県内に本社または事業所を有するクリエイティブ産業に携わる企業および県内に在住するクリエイター 県内において商品・サービスを提供する事業者	県内に新たに事業所を開設(移転・新增設)するクリエイティブ産業に携わる企業およびクリエイター	県内に本社またはコンテンツ開発等の事業拠点を有するクリエイティブ産業に携わる企業および県内に活動拠点があるクリエイター
補助対象事業	上欄の者が滋賀の地域資源を活用したコンテンツを新たに自主的に制作する事業 上欄の者が県内のクリエイティブ産業に携わる企業またはクリエイターが新たに制作するコンテンツまたはデザインを自己の商品・サービスに取り入れる事業	県内において事業所を新設、または増設(単に制作機器等を購入し増設する場合は除く)する事業 県内へ事業所を移転する事業	コンテンツ等(県内で創作されたものに限る)の販路を拡大するため、全国的な規模(海外で開催されるものを含む)の展示会等に出席する事業
補助対象経費	機器および技術導入費(上欄に限る)、ライセンス費、指導費、材料費、外注加工費、その他知事が必要と認める経費	引越代、制作機器購入費、制作ソフト購入費、電気・設備工事費、備品費、開設に係るその他消耗品費、賃貸借に係る初期費用(返還されるものは除く)、その他知事が必要と認める経費	展示会等小間代、小間の展示装飾費、販売促進費、旅費、宿泊費、その他知事が必要と認める経費
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内
補助限度額	50万円	50万円	15万円

様式等

事業計画書等の様式は下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shokokanko/creative/hojokin.html>

募集期間・申請先

平成25年7月4日(木)から平成25年8月2日(金)まで

申請書類は滋賀県商工観光労働部商工政策課へ郵送またはご持参ください。

なお、詳しい事業内容について後日ヒアリング等をさせていただく場合がございますのでご了承ください。